

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	：	：	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六(二)

令六・四・一以後終了事業年度等分

Ⅰ 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	区 分		国外所得対応分		①のうち非課税所得分	
						①		②	
当期の法人税額の 法人税の 控除 限度 額の 計算	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五)の二「5」の③-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	24	円		円	
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		納付した控除対象外国法人税額	25				
	繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不算入額	26				
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	5		貸倒引当金の戻入額	27				
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6			28				
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	7			29				
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8			30				
	計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9			31				
	当期の 調整 限度 額の 計算	10		源泉所得	32				
	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11		源泉所得	33				
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	12		源泉所得	34				
	(10)+(11) (マイナスの場合は0)	13		小 計	35				
	非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	14		貸倒引当金の繰入額	36				
	(12)-(13) (マイナスの場合は0)	15			37				
	(9)×90%	16			38				
	調整国外所得金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	17			39				
	法人税の控除限度額 (2)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18			40				
	法第69条第1項により控除できる金額 ((1)と(17)のうち少ない金額)	19			41				
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	20			42				
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	21			43				
	((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控除額	22			44				
	法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23		小 計	45				
	当期に控除できる金額 (21)+(22)	24		計 (24)+(35)-(45)	46				

Ⅱ 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (1)		47	円	地方法人税控除限度額 (51)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)		52	円		
法人税の控除限度額 (17)		48		地方法第12条第1項により控除できる金額 ((49)と(52)のうち少ない金額)		53			
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)		49		(53)又は当初申告税額控除額		54			
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)		55			
	地方法人税額 (50)×10.3%-(((別表六(五)の二「5」の③)+(別表十七(三)の六「1」)-(50))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	51		外国税額の控除額 (54)+(55)		56			